

令和２年９月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和２年９月２９日（火）午後１時００分～午後３時００分

2. 場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、藤本委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和２年９月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

8月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、8月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と藤本委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、藤本委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

8月28日から9月28日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず8月28日金曜日は、鬼ガールの試写観覧に行っていました。

9月1日火曜日は、午前中に市部長会、新型コロナウイルス対策本部会議に出席しました。午後からは、市議会本会議、福祉教育常任委員会に出席しました。委員会ではGIGAスクールに係る財産取得の件を諮り、同日市議会にて承認いただきました。

2日水曜日は、市長および教育委員会の意見交換会がございました。

4日金曜日は、市校長会に出席しました。

9日水曜日は、庁議に出席しました。

10日木曜日、11日金曜日は、市議会本会議に出席しました。

また11日金曜日は、市教頭会に出席しました。

12日土曜日は、ラブリーホールで奥河内音絵巻を観覧しました。

15日火曜日は、福祉教育常任委員会に出席しました。

16日水曜日は、予算常任委員会に出席しました。

1 9 日土曜日は、ラブリーホールで行われた奥河内映画祭に参加しました。

2 3 日水曜日は、決算常任委員会に出席しました。

2 5 日金曜日は、市議会本会議に出席しました。

2 6 日土曜日は、中学校体育大会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。市議会定例会の一般質問に係る詳細は後ほど事務局より説明いたします。

何かご質問はございませんか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本委員

先日、東中学校の体育大会に視察に行っていました。

校長からは、ラジオ体操がきれいに揃っているのでは是非とも見てほしいとの話でありましたので拝見しましたが、はじめる前に、このことについて生徒たちを褒めている場面がありましたので、その結果がでているのか、確かに非常に揃っており、手の指まで伸びたきれいな体操で、感動しました。

嘉名委員

私は長野中学校に行っていました。

長野中学校は校庭が小さいので、子どもたちへのソーシャルディスタンスをとると、保護者席が立ち見になってしまうという感じでしたけれども、学校でいろいろと工夫されていました。

例えば、棒を持って走るなどの物を持って行う競技などでは、終わると必ず手を洗わせるなどや、退場門を2つ設けて、そういう物を持った時は、その手洗い場の退場門に向うなど、非常に工夫をしていたと思います。

澤田教育長職務代理者

私は千代田中学校に行っていました。

千代田中学校も完璧にコロナ対応をしていて、校長は、生徒たちの方が順応が早いと話をされていました。

内容も工夫していて、全員が参加できるようなリレーを中心にして、団体競技を無

くしたりしていました。昔の陸上競技大会に近い形だったと思いました。

松本教育長

ありがとうございました。これで教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 3 2 号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正についての説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第 3 2 号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、総務部資産活用課の債権管理事務に従事する職員については、生涯学習部地域教育推進課の債権管理に関する事務に従事させるため、教育委員会事務局事務職員の職を併任しているところでございます。

人事異動の内示の際に、各職員について併任先を示していますが、一方で、総務部に属する主査以下の職階の者については、河内長野市事務文書条例施行規則第 1 1 条の規定にもとづき、総務部長がその配属を定めることとなっていることから、債権管理事務に従事する職員については、すでに異動内示の際に、実質的に所属課・係が定まってしまっており、総務部長の人事配置の権限に一定の制約をかけてしまう状況になっています。

この状況を是正するため、資産活用課の債権管理事務に従事する職員については、その併任について改めて発令することなく、生涯学習部地域教育推進課の債権管理に関する職につくというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

澤田教育長職務代理者

併任の内容はどのようなものですか。

山崎教育総務課長

放課後児童会の負担金に関する債権の強制執行等を行う場合に、専門の職員によるフォローやアドバイスなどを得たりしているものです。

松本教育長

それでは他にご異議等がないようですので、議案第 3 2 号「河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を承認いたします。

引き続き、議案第 3 3 号「河内長野市社会教育委員会議規則の一部改正について」の説明をお願いします。

二井文化・スポーツ振興課長

それでは、議案第 3 3 号「河内長野市社会教育委員会議規則の一部改正について」のご説明いたします。

本件につきましては、河内長野市社会教育委員会議において、新型コロナウイルス関連肺炎の感染症拡大などの不測の事態に際しての会議開催方法の見直しや、学校の小規模化対策における学校と公民館の複合化実施等の新たな社会教育の課題解決に際しての専門家の招致や専門事項を調査・研究させるための部会を設置するために、規則の改正を行うものでございます。

内容としましては、会議の招集につきましてこれまで年 4 回、日時を定めて招集してまいりましたが、これを「必要に応じて」と改めることでございます。

また、特別の事由がある場合は、会議に替えて書面での議決を可能とすることです。

次に、議長が必要と認める時は、学識経験者等に会議への出席を求め、その説

明または意見を聞くことを可能とすることです。

最後に、会議は専門の事項を調査・研究させるために部会を置き、会議に審議の状況および結果を報告させるものとするのであります。

施行予定日は公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご質問、ご異議等がないようですので、議案第 33 号「河内長野市社会教育委員会会議規則の一部改正について」を承認いたします。

引き続き、議案第 34 号「河内長野市立小学校の令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

それでは、議案第 34 号「河内長野市立小学校の令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」ご説明いたします。

本件につきましては、大阪府教育委員会が令和 3 年度から実施する、新学力テスト、小学生すくすくテストと言いますが、これへの参加について承認を求めるものでございます。

この新学力テストにつきましては、子ども達一人一人が学びの基礎となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実に身に着けることを目的として、大阪府教育委員会が実施するものでございます。テスト及びアンケートを実施し、結果や分析等から、子ども、家庭、学校、市、教育委員会及び大阪府教育委員会がそれぞれ取り組みの充実に努めるものであり、本市といたしましても本テストを活用して、各学校の状況を把握し、適切な指導助言を行うとともに、今後の教育施策の充実、改善を進めていきたいというふうを考えております。

大阪府教育委員会から実施要綱がでておりますので、資料として作成してありま

す。その中で、2.テストおよびアンケートの内容等という項目がございます。対象は小学校の第5学年、第6学年全児童になります。実施内容につきましては、5年生では国語・算数・理科および教科横断的な問題に取り組めます。それから6年生では教科横断的な問題というものに取り組むことになっております。

この教科横断的な問題というものについては、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文章や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして、自身の考えを表現したりする力を問う問題となっております。大阪府教育委員会からは問題のサンプルの提供があり、私も確認してみましたが、全国学力学習状況調査のB問題に似ているのではないかという印象をもちました。この問題に加えて、児童それから教員にもアンケートを実施するということになっております。

資料中、3.テストおよびアンケートの実施日、場所、時間という部分がありますが、その中で実施日につきましては、令和3年5月27日の実施となっております。この日は全国学力学習状況調査の実施日と同日となっております。そのため、6年生は全国学力学習状況調査と合わせて、この大阪府の新学力テストを受けることになります。

説明は以上となります。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

澤田教育長職務代理者

新学習指導要領の実施は、今年度の3月からということになりますが、この新学習指導要領の非常に大きな主旨は、教科横断的な視点にたって子ども達の資質能力の育成を行うことになっていきます。今回の指導要領の重要な点ではないかと思いますが、それをふまえて大阪府が、教科横断的な内容をテストで評価する。そのことによって新学習指導要領の主旨に沿っていくというようなことでの実施だと思えます。これに則って実施するということですし、結果やその公表など諸々のことについては、これから慎重に検討していくことですので、本市においても是非参加して、この主旨に合った学力向上を図っていくことが大事だと思います。

松本教育長

澤田委員がおっしゃったように、教科横断的な問題というものに非常に興味がありますし、関心を集めるのではないかと思います。全国学力学習状況調査だと、6年生で活用しようと思うと、もう中学生になっているという現状があります。

問題解決能力というのは特に今言われており、横断的ということを重視して、重点をおいて調べるということは、普段学校の教員の指導でもうたわれていますが、そのような観点を意識して取り組めるかどうかという点では、このようなテストがあると、やはりそれを意識した指導内容になってくるのではないかと思います。大阪府教育委員会も良い所に目をつけたなと思っています。

それと、もともとは中学校のチャレンジテストで注目されているのは、進学のための資料にする、評価のいわゆる内申のために、公平化するために活用されていますが、小学校はそのような活用はなされないことから、純粋に学力向上するための、子ども本人の、自分の学習の定着度を計るというのもそうですし、それから教員の指導に生かせるものと思います。もう少し言うと、5年生、6年生、中学校1年2年3年と、これで毎年やるとかなり変化がみてとれ、教育施策に生かせるのではないかと思います。いもありますので、参加する方向で良いと思います。

ほかにご意見ありますか。

藤本委員

このテストはここに書いてあるように国語、算数、理科で各20分ですね。それと教科横断的な問題が40分ですね。児童にとってもそんなに負担はないかと思います。

中学生は今まで全国学力学習状況調査やチャレンジテストがあったので、それを基に統計をとったりし、その資料を基に生徒達の学力の変わり方、あるいは特に苦手な傾向がよくわかりました。やはり小学校もそのようなものがあった方がいいかと思うので、これに反対する理由はありません。ただうまくこれを活用してもらって、児童の学力の傾向がよくわかるようにしていただいたら、これは素晴らしいことだと思います。

尾上委員

このような教科横断的な視点でのテストを実施するということは、非常にいいことだと思います。ただ、こういったテストに参加するとなると、準備であったり、当日の時間調整、評価など、教員や学校に負担がかかってしまうのではないかと思います、実際はどうでしょうか。

生田教育指導課長

子どもの学習の評価ということについては、すべての教科、教員がするということですので、このテストが新たな負担になるということはないと考えます。先ほど教育長もおっしゃったように、小学校の教員は入試に関係ないからこそ、評価するということについて、曖昧さがでてしまうところもありますし、新しい指導要領になって、指導していく新しいこともある中で、ひとつのヒントになるといいますか、教員にとっても非常にプラスになるのではないかと思います。新たに負担を軽減するようなものとして、活用ができるのではないかと考えております。

嘉名委員

テストすること自体は問題ないと思いますが、その活用の仕方については注意するところかと思いました。10年ぐらい前に、大阪府が市町村別でテスト結果を公表したことがあって、それにより教育は北摂が良い、といった話が出たことがあったと思います。あのような使われ方では良くないと思いますし、一方で全国学力状況調査の対象が6年生ですのでその1年前に、しっかり学力を計っておくことは、教育の現場でも指導の仕方などでも、活用する要素が非常にあるのではないかと思いますので、変な使われ方さえされなければ、うまく利用していただければと思います。

松本教育長

全ての委員から賛成の意見をいただきましたので、議案第34号「河内長野市立小学校の令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について」を承認いたします。

引き続き、議案第35号「河内長野市指定文化財候補の河内長野市文化財

保護審議会への諮問について」の説明をお願いします。

伊藤文化財保護課長

本件につきましては、河内長野市指定文化財候補である金剛寺の三十六歌仙図に関する新たに発見された一文について、専門的見地から意見を求めるため、河内長野市文化財保護条例第 6 条第 3 項に基づきまして、河内長野市文化財保護審議会へ諮問を行うものでございます。

今回の板絵につきましては、去る昭和 57 年に三十六歌仙図三十一面の板絵が市指定文化財にすでに指定されていること、それと額裏面の墨書きの内容が共通していること、そのような点で、一連の作品であることが明らかであり、今回追加指定を行い、一括して保存措置を行うことが適切であるということで、諮問するものでございます。

今回の画像は、三十六歌仙図現存する筆頭ということで、柿本人麻呂像であり、この分については大切な物ということで、別途保管されていたようです。三十六歌仙のうち今回 1 枚増えまして 32 枚になります。4 枚欠くとはいいいましても、三十六歌仙図の板絵の価値を非常に高めることになるということで、大変大きな意義があることから、文化財保護審議会に諮問して、市の指定文化財にしたいものでございます。

説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご質問、ご異議等がないようですので、議案第 35 号「河内長野市指定文化財候補の河内長野市文化財保護審議会への諮問について」を承認いたします。

次に報告案件に移ります。

(5) 報告案件（要旨）

・報告第 26 号「労働基準法第 36 条に基づく労使協定の締結について」

放課後児童会 12 箇所における、労働基準法第 36 条に基づく労使協定の

締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、令和2年4月28日付けで教育長が臨時で代理する議決を得た上で、今回実施した旨報告し承認を得たもの。

・報告第27号「河内長野市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針について」

本市においては、小中学校における携帯電話の取扱いとして、児童生徒の携帯電話の学校への持込みを「原則禁止」とするが、やむを得ない事情がある場合には、個別の状況に応じて、一定の条件のもとで例外的に学校への持込みを認めるものとする方針を策定したので報告したもの。

(6) その他報告（要旨）

宮阪教育推進部長・中田教育推進部理事・安田教育推進部理事・小川生涯学習部長

令和2年9月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

（別添資料により説明）

中田教育推進部理事

わくわくビレッジ英語でGO！について

こどもえいご村について

（別添資料により説明）

山崎教育総務課長

GIGAスクール構想における整備状況について（市立南花台小学校）

（別添資料により説明）

森地域教育推進課長

「成人のつどい」の開催について

早朝青色パトロール巡回の実施報告について

有村図書館長

河内長野市第4次子ども読書活動推進計画の素案について

生活に役立つ図書館講座

すぐに役立つ 読み聞かせボランティア講座

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で9月定例教育委員会を閉会します。

令和２年１０月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和２年１０月３０日（金） 午前１０時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所７階 行政委員会室

教育長報告（令和2年8月28日～令和2年9月28日）

別 紙

8月28日（金）	鬼ガール試写観覧（大阪市内）
9月1日（火）	市部長会 新型コロナウイルス対策本部会議 市議会本会議 福祉教育常任委員会
9月2日（水）	市長及び教育委員会意見交換会
9月4日（金）	市校長会（給食センター）
9月5日（土）	人事関係業務
9月8日（火）	人事関係協議
9月9日（水）	庁議
9月10日（木）	市議会本会議
9月11日（金）	市教頭会 市議会本会議
9月12日（土）	奥河内音絵巻観覧（ラフォーレホール）
9月15日（火）	福祉教育常任委員会
9月16日（水）	予算常任委員会 人事関係協議
9月19日（土）	奥河内映画祭（ラフォーレホール）
9月23日（水）	決算常任委員会
9月25日（金）	市議会本会議
9月26日（土）	中学校体育大会

令和 2 年 9 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和２年９月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

議案第３２号 河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(説明担当 教育総務課・・・p. 1)

議案第３３号 河内長野市社会教育委員会議規則の一部改正について

(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 4)

議案第３４号 河内長野市立小学校の令和３年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について

(説明担当 教育指導課・・・p. 7)

議案第３５号 河内長野市指定文化財候補の河内長野市文化財保護審議会への諮問について

(説明担当 文化財保護課・・・p. 8)

(報告案件)

報告第２６号 労働基準法第３６条に基づく労使協定の締結について

(説明担当 教育総務課・・・p. 10)

報告第２７号 河内長野市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針について

(説明担当 教育指導課・・・p. 11)

議案第 3 2 号

河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 2 年 9 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第 13 号

河内長野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

河内長野市教育委員会事務局組織規則（平成 22 年河内長野市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（職員の併任）

第 15 条 次の表の左欄に掲げる市長部局の所属に配置される職員のうち、同表の中欄に掲げる者は、別に辞令を用いることなく、当該職にある間又は勤務し、若しくは従事する間は教育委員会事務局の職員に併任されているものとみなすとともに、それぞれ同表の右欄に掲げる所属及び職に任命されたものとする。この場合において、同表の左欄に掲げる所属で複数の職を兼ねる場合は、その兼ねる職のうち、最も上位の職に対応して同表の右欄に掲げる所属及び職に任命されたものとする。

所属	所属における職	併任する所属及び職
総務部資産活用課	課長及び債権管理を担当する参事	生涯学習部地域教育推進課参事
	課長補佐及び債権管理を担当する主幹	生涯学習部地域教育推進課主幹
	債権管理を担当する係長及び主査	生涯学習部地域教育推進課家庭教育推進係主査

	債権管理を担当する 副主査	生涯学習部地域教育推進課 家庭教育推進係副主査
	債権管理を担当する 一般職員	生涯学習部地域教育推進課 家庭教育推進係

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

河内長野市社会教育委員会議規則の一部改正について

河内長野市社会教育委員会議規則の一部改正については、次のとおりです。

令和 2 年 9 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第 1 4 号

河内長野市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則

河内長野市社会教育委員会議規則（昭和 3 9 年河内長野市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「社会教育法」の次に「（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）」を加える。

第 7 条第 1 項中「年 4 回日時を定めて」を「必要に応じて」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、やむを得ない事由により会議を開催することができないときは、書面の回議をもって会議に替えることができる。

4 議長が必要と認めるときは、学識経験者等に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 1 1 条 会議は、専門の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、議長の指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を
会議に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

議案第 34 号

河内長野市立小学校の令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について

河内長野市立小学校の令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について議決を求める。

令和 2 年 9 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 3 5 号

河内長野市指定文化財候補の河内長野市文化財保護審議会へ
の諮問について

河内長野市指定文化財候補として、次のとおり河内長野市文化財保護
審議会に諮問する。

令和 2 年 9 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河長教委文第216号
令和2年10月19日

河内長野市文化財保護審議会 会長 様

河内長野市教育委員会

河内長野市指定文化財候補について（諮問）

標記の件につきまして、河内長野市文化財保護条例第6条の規定に基づき、
下記のとおり諮問いたしますので、答申下さいますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

河内長野市指定文化財の追加指定候補について

追加指定候補名称、員数

板地著色 柿本人麻呂像（三十六歌仙図のうち1面）（詳細別紙）

（既指定文化財名称、員数

板絵著色 三十六歌仙図（昭和57年3月19日指定 絵2） 31面
に追加指定）

2. 目標年次

令和2年度

3. 諮問理由

河内長野市では令和2年度までに63件の文化財を指定、また4件の
選定保存地域を選定し、保存活用を行ってまいりました。

しかし、市内にはまだ数多くの貴重な文化財が存在します。市ではこ
れらの文化財の散逸を防ぐため、特に歴史的・美術的・学術的に価値の
あるものを新たに指定し、より一層の保存活用を推し進める所存です。

今回諮問する指定文化財の追加指定候補である「板地著色 柿本人麻
呂像（三十六歌仙図のうち1面）」は、昭和57年に指定した「板絵著色
三十六歌仙図」を構成している1面であることが明らかであり、本市に
あって重要な有形文化財（美術工芸品）であるため、専門的な見地から
意見をいただくために諮問いたします。

報告第 2 6 号

労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の締結について

教育委員会事務局職員に係る労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定の
締結について、別冊 3 のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 2 9 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 27 号

河内長野市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する
方針について

河内長野市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針について、別冊 4 のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 29 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 34 号関係

- 河内長野市立小学校の令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加について

○



令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。

② 教員が、授業等の指導改善を図る。

③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。

④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。

② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

① 出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。

② 各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。

③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 テスト及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年は、教科横断的な問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間

(1) 実施日

令和3年5月27日（木）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② テスト及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断的な問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) テスト・アンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者の代表、教育心理学・認知心理学などに関する有識者の代表、府内市町村教育委員会の代表及び大阪府教育庁の代表により構成された検討委員会により、本テストの方向性を決定する。
- (2) 検討委員会の方向性を受け、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、府内市町村教育委員会指導主事、大阪府教育センター指導主事及び大阪府教育庁指導主事により構成された、問題及びアンケート作成のワーキングチームにより、協議のうえテスト・アンケートを作成する。
- (3) 大阪府教育委員会は、テスト・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (4) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (5) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (6) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ なお、大阪府教育委員会はテスト・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 テスト及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① テストの結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断的な問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、本テストの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

- ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
- イ 各児童の状況を表すデータ
- ウ 各児童に関する個人票データ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

- ア 学校に提供したデータ
- イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ
- ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表

テスト及びアンケート結果については、本テストの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。
- ② 市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基き、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、本テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、本テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② テスト及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 テスト及びアンケート結果の活用

テスト及びアンケートの結果から本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、本テストの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、テスト及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
 - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童の個人名等を取得しない方法を用いること。
 - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (5) テスト及びアンケート実施日程の変更等

やむを得ない事情により、決められた実施日にテスト及びアンケートの実施ができない場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、実施日以降に別途テスト及びアンケートを実施することができる。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断的な問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、保護者と協議のうえ柔軟にテスト及びアンケートを実施すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

別冊 2

議案第 35 号関係

- 河内長野市指定文化財候補の河内長野市文化財保護審議会への諮問について

河内長野市教育委員会事務局

<有形文化財・絵画>

1 名称・員数：

板地^{いたじちやくしよく} 著色 柿本人麻呂像（三十六歌仙図のうち） 1面

2 所有者：宗教法人 天野山金剛寺

3 時代：桃山時代（慶長11年・1606年）

4 法量：縦42.7cm、横32.0cm

5 所見

三十六歌仙は、平安中期の歌人^{ふじわらのきんとう}藤原公任が選んだすぐれた36人の歌人である。三十六歌仙図は、その歌仙の肖像に和歌を書き添えた絵で、鎌倉時代初期から絵巻に描かれるようになり、室町後期以降、主に^{へんがく}扁額として神社等に奉納され、掲げられるようになった。

本市では、昭和57年に天野山金剛寺所蔵「板絵著色 三十六歌仙図」の31面を市指定文化財に指定した。ところが近年、所在不明であった柿本人麻呂像1面が発見された。

柿本人麻呂は万葉歌人で、「歌聖」と称えられた。^{げんえい}元永元年（1118年）には、「人麻呂^{えいぐ}影供」という、彼の肖像を掲げて行う歌会が創始されている。

本画像は、縦長のヒノキ板の上下から横材を箆め込んで板の反りを予防した画面の、左上方の^{しきし}色紙型に和歌を書き、画面中央に^{えぼし}烏帽子・^{のうし}直衣・^{さしぬき}指貫を着して右斜上を見上げ、右膝を立てて膝頭に右手を添え、畳に坐す人麻呂像を描く。老貌の落ち着いた表情で、

体軀は的確に把握されており堅実な画風を示す。

色紙型には「左 柿本人丸／保乃く（保乃）とあ可し能／うらの朝霧尔／嶋可くれゆく船／をしそ思ふ」（『古今和歌集』巻第九所載）と墨書されている。

裏面には、「河内國天野山社頭從 秀頼様御／再興之 砌^{みざり} 哥仙御寄附也／筆跡者^{しょうこういんどうりゅう} 照高院道隆／畫工者／狩野修理亮也／于時慶長十一年丙午八月吉日／左一」と墨書されている。このことから、慶長 11 年（1606 年）に制作され、書は照高院道隆、絵は狩野修理亮^{かのうしゅりのすけ}によることがわかる。ほぼ同じ内容の墨書が既指定のうちの紀貫之像の裏面にも見られ、書風が共通している。

照高院道隆は、聖護院門跡道澄^{もんぜきどうちよう}（1544-1608）のことである。関白太政大臣^{このえたねいえ}近衛植家の子で、園城寺長吏^{おんじょうじちようり}、熊野三山檢校^{けんぎよう}などを歴任した。秀吉の信任が厚く、秀吉の命で方広寺別当^{べつとうしよく}職になったのを機に照高院門跡を興した。和歌、書道に堪能であった。

狩野修理亮は狩野山楽（1559-1635）のことで、師永徳の様式を最もよく伝えていると評される。父は浅井長政の家臣であったが、浅井家滅亡後は豊臣家に仕えた。山楽は秀吉の推挙により永徳門弟になり、狩野姓を許された。秀吉没後は秀頼に仕え、関ヶ原の役後は大坂を中心に、秀頼の寺社修理に伴う絵画制作を行った。本件の金剛寺三十六歌仙図扁額はその一環である。豊臣家滅亡後は一時危機的な状況に陥ったが、難を逃れた。徳川幕府の成立によって狩野派

本家筋が拠点を江戸に移し「江戸狩野」と呼ばれたのに対し、京都に残った狩野派は「京狩野」と呼ばれた。山楽は「京狩野」の祖としてその後も活躍した。

ヒノキ板の上下に横材を簀め込む基底材構造、ほぼ同法量の画面、画風と裏面墨書の内容・書風が共通するところから、柿本人麻呂画像は既指定分と一連の作品であることは明らかである。そのため、追加指定を行い、一括して保存措置をとることが適切であるものと思量する。

この画像は三十六歌仙図扁額の筆頭であり、4面を欠くとはいえ、本三十六歌仙図扁額の価値を格段に高めることになった意義は大きい。



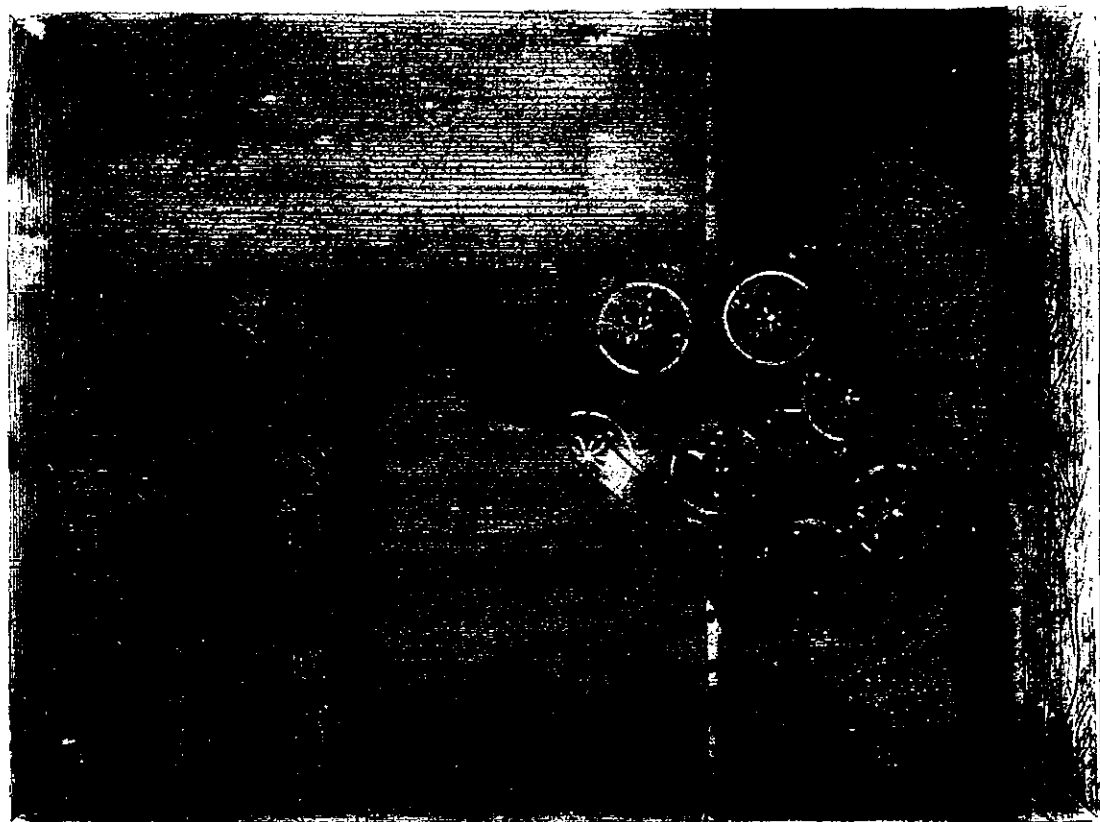


写真1 柿本人麻呂像 表面

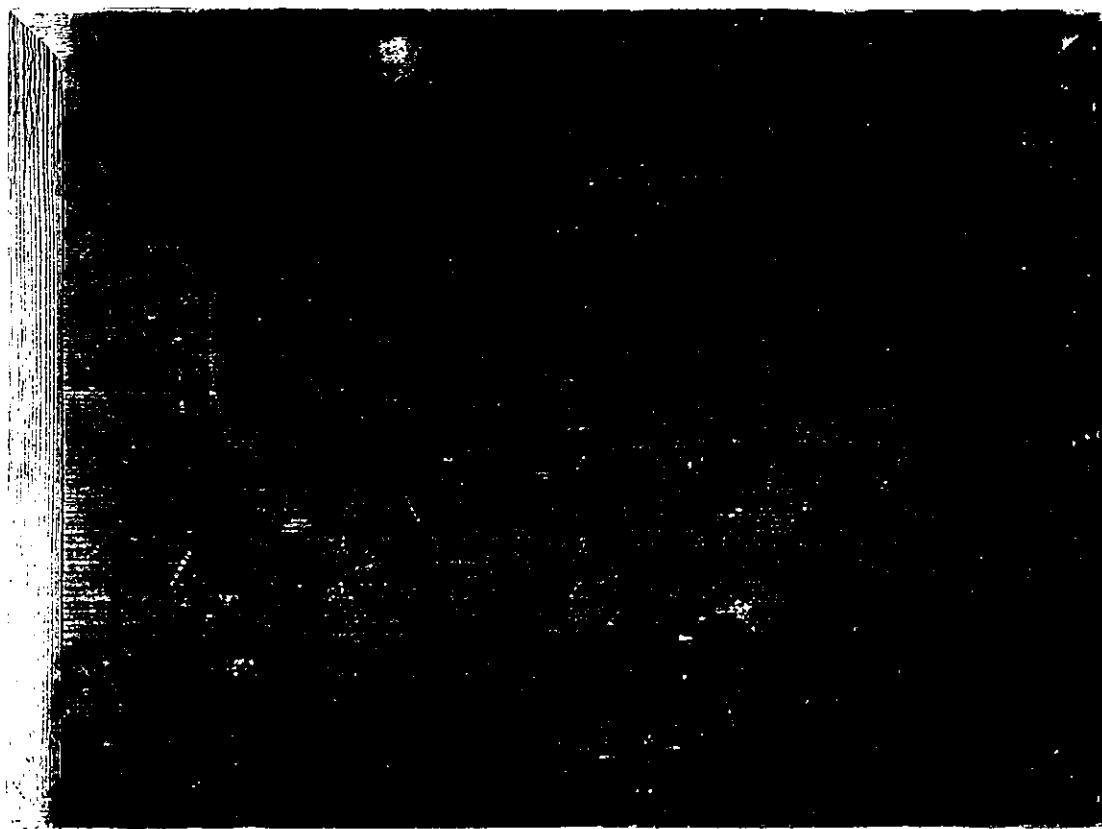


写真2 柿本人麻呂像 裏面

11

12

13

14